



## 今回の特集

- 1 新型コロナウイルスに関する各種措置の延長について
- 2 外国人労働者に関する法改正
- 3 育児休業中の就労について
- 4 労災保険特別加入制度対象範囲拡大検討について

### 1 新型コロナウイルスに関する各種措置の延長について

厚生労働省では2020年5月7日より「新型コロナウイルス感染症に関する措置」、並びに事業主に対しての「休暇取得支援助成金」を設けています。

これらの措置及び助成金について、2020年12月の改正により対象期間や期限が延長されています。

#### ○変更点

【 新型コロナウイルス感染症に関する措置 】

→ 「2021年1月31日」から「2022年1月31日」まで延長

【 休暇取得支援助成金 】

・ 事業主が対象となる有給の休暇制度を整備する期限、並びに労働者に周知する期限

→ 「2021年3月31日」までに延長

・ 対象となる有給休暇の取得期限

→ 「2021年3月31日」までに延長

・ 助成金の申請期限

→ 「2021年5月31日」までに延長

上記助成金の他にも「緊急事態宣言を踏まえた追加支援策のご案内」として雇用調整助成金を含む各種の措置のご案内がございます。

お問合せにつきましては、SATO 助成金センター、または各担当へご連絡ください。

[https://www.sato-group-sr.jp/files/info\\_20200617.pdf](https://www.sato-group-sr.jp/files/info_20200617.pdf)

### 2 外国人労働者に関する法改正

①外国人労働者の脱退一時金の上限 3年から5年へ引上げ

現行では脱退一時金の支給額計算に用いる支給上限月数が36か月（3年）と定められています。

しかしながら2019年入管法改正により新設された在留資格「特定技能（1号）」における在留期間の上限が5年であることから、外国人労働者脱退一時金の支給上限月数が2021年4月より36か月（3年）から（60か月）5年へ引き上げられます。

※参考 URL

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

②日本国内滞在中で、帰国が難しい外国人に対してのアルバイト労働許可

まだ収束の兆しが見えないコロナ禍の中、就労目的外のビザで国内に滞在し、帰国困難のため、生活に困窮している外国人について2020年12月1日から、アルバイトが認められるようになりました。

★在留期間の更新及び在留資格変更が許可されるケース

1. 「短期滞在」で在留中の方
2. 「技能実習」「特定活動32号、35号」で在留中の方
3. 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合
4. その他の在留資格で在留中の方

上記の措置の対象となるのは、およそ21,000人とみられます。またアルバイトを希望する際には、そ

れぞれの地域の出入国管理局への申請書提出が必要となります。

※参考 URL

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005847.pdf>

### 3 育児休業中の就労について

2020年12月に厚生労働省から、事業主・労働者の皆さまへ向けて、育児休業中の就労について、リーフレットが公表されています。

そもそも育児休業は子の養育期間中の労務義務を消滅させるための制度であり、休業中の就労は想定されていません。しかし、実態として休業中の従業員に対し会社が就労を打診するケースは少なくありません。

制度上では、“労使の話し合いにより、子の養育をする必要がない期間に限り、一時的・臨時的にその事業主の下で就労することはできます。”としています。今回公表されたリーフレットでは、「一時的・臨時的な就労」に関わる具体事例が記載されています。

就労させることの是非も考えなくてはなりません。育児休業中の就労が生じる際には、勤務時間と報酬額、その他給付金等のことをきちんと確認した上で、労働者に不利益が起こらないように留意する必要があります。

※参考 URL 【 厚労省リーフレット 】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000706037.pdf>

### 4 労災保険特別加入制度の対象範囲拡大検討について

2020年12月8日に開催された「第92回労働政策審議会（労働条件分科会労災保険協会）」にて、労災保険特別加入制度の対象範囲の拡大が検討されています。今回の制度においては、昨今のコロナ禍と言われる情勢においてニーズの増えた部分が大きく関わることとなりました。主に拡大を検討されている業種については以下の通りです。

- ① 芸能従事者
- ② アニメーション制作従事者
- ③ 柔道整復師

今回の拡大により、TVでよく見る俳優やタレントなどの「疲労」、「使いすぎ」等における現場の事故にも労災で対応できるようになる他、アニメーション制作関連で頻発していた「腱鞘炎」、「腰痛」などにも対応できるようになるとのことです。

また、柔道整復師の事例として「患者の介助などにおける負傷」、「施術用具運搬、移動中の負傷」や「通勤時の災害」などが多く、これらの事象にも対応できるようになります。

※参考 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000702785.pdf>

#### ～ SATO コラム ～

サッカーのJリーグ、バレーボールのVリーグ、バスケットボールのBリーグ等、スポーツ界には様々なリーグがあります。

そして、今注目なのはDリーグ！！株式会社Dリーグが運営する、日本初世界初のプロダンスリーグです。現在、9企業がオーナーチームとして参画しています。

2024年パリ五輪では、ブレイキン（ブレイクダンス）種目の追加が決定しています。もうダンスから目が離せない！！！！



【発行元】

SATO 社会保険労務士法人札幌オフィス

〒065-8631

札幌市東区北5条東8丁目1番33号

TEL: (011) 351-3010

